

経 第 9 5 3 号
令 和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	北押原(中)地区 (縦山町、日光奈良部町、上奈良部町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・黒川の東側である上奈良部町は多少の遊休農地は見受けられるものの、基盤整備がされており、大規模中心経営体の入り作を中心に大きな問題もなく営農がされている。最近ではそばを作付けしている畑も見受けられる。担い手耕作率は約4割程度であるため、引き続き地域の営農が維持できるよう、集積・集約化を図る必要がある。

・黒川の西側である縦山町については、一部の区域で基盤整備がされているものの、それ以外の区域では宅地化が進んでおり、住宅地付近は遊休農地になってしまう傾向がある。同じく黒川西の日光奈良部町については、圃場整備されていない、鳥獣被害、土地の高低差が大きいなど農業条件が厳しいところがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・上奈良部町については、営農が継続できるよう、中心経営体や規模拡大希望者等を中心に集積・集約化を図っていく。

・縦山町、日光奈良部町については、担い手の耕作率は低くないものの、営農継続を考えていく上で地理的な課題がある。将来を見据え、基盤整備等の検討や、地域で守っていく農地を明確化し、地域内、難しければ地域外からの担い手受け入れも検討し集積・集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	236 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・高低差があるエリアや縦山駅東など基盤整備から外れたエリアで基盤整備に取り組んでいく。 ・圃場整備の際には、取水や大雨時の排水を考慮した整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・居抜き等で新規就農者の獲得を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦草刈り等の農地の保全管理は、多面的組織を活用していく。
 ⑩補助事業の活用により、大型農業機械の導入やスマート農業に取り組む。